

山形セレクション認定募集要項【ワイン】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、加工食品分野における山形セレクションの認定対象として、ワインの本年度第2回認定申請を下記により募集いたします。県内ワイナリーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定される果実酒のうち、次の要件を満たすものとします。

同一収穫年の山形県産ぶどうを100%使用していること。

醸造の全ての工程が山形県内で行われ、山形県内から課税出荷されること。

同一品質、同一ラベルのワインで、720ml瓶換算で原則500本以上に相当する量が確保できていること。

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する果実酒製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月25日（木）から平成19年11月15日（木）まで

応募先：各総合支庁産業経済部産業企画課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（加工食品分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形県ワイン酒造組合」等、果実酒製造業に係る団体からの推薦書が必要となります。）
- ・ 定款
- ・ 商業登記簿謄本
- ・ その他必要な書類（製造仕様書[ワイン]（別記様式））

申請書用紙は、各総合支庁産業企画課で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

「色調」(2点)、「香り」(5点)、「味」(8点)、「総合」(5点)の4項目について、計20点満点による官能審査を行い、審査員(専門委員会委員)の評点の平均が17.5点以上であること

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月28日(水) 14:00 ~ 16:00

会 場：山形県工業技術センター(山形市松栄2-2-1)

搬入期限：平成19年11月22日(木) 15時まで

搬入数量：720ml 詰 4本

搬入、搬出については、申請者の責任において行っていただきます。また、申請品の提供に要する費用については申請者の負担とし、審査に用いた品物については原則として返却しませんので予め御承知ください。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと(認定者の責務)

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示(ブランドマークの貼付等)、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部産業政策課

〒990-8570 山形市松波2-8-1

TEL 023-630-2691 FAX 023-630-2128

村山総合支庁産業経済部産業企画課

〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68

TEL 023-621-8439 FAX 023-621-8437

最上総合支庁産業経済部産業企画課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2024

TEL 0233-28-1532 FAX 0233-23-2628

置賜総合支庁産業経済部産業企画課

〒992-0012 米沢市金池7-1-50

TEL 0238-26-6042 FAX 0238-26-6047

庄内総合支庁産業経済部産業企画課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1

TEL 0235-66-5484 FAX 0235-66-4953

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

【別記様式】

製造仕様書[ワイン]

申請品の名称	
申請者(氏名又は名称)	

醸造年(西暦)	年
販売日(販売予定日)	年 月(販売・予定)
容器容量	ミリリットル
実存数量	ミリリットル・本・(計) リットル

	原料品種	ブレンド率	原産地	糖度
原料1		%		度
原料2		%		度
原料3		%		度
原料4		%		度
原料5		%		度

アルコール	% (v/v)
エキス	% (w/v)
総亜硫酸	ミリグラム / リットル
遊離亜硫酸	ミリグラム / リットル
還元糖(グルコースとして)	グラム / リットル
総酸	グラム / リットル (酒石酸として)
タイプ(赤ワイン)	ライトボディ ・ ミディアムボディ ・ フルボディ
タイプ(白ワイン)	辛口 ・ 中口 ・ 甘口
補糖	ミリリットル / 100 ミリリットル (アルコール換算値)
補酸・減酸	有 ・ 無
亜硫酸塩以外の添加物	有 ・ 無
特殊な醸造法	

山形セレクション認定募集要項【鋳物】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、鋳物の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、次の(1)又は(2)に該当するものとします。

- (1) 国指定伝統的工芸品「山形鋳物」のうち、次の要件を満たすもの
 - 主たる製造工程が県内で行われるものであること
 - 鉄瓶、茶の湯釜、花瓶、花器、置物のいずれかであること
 - 安定した供給が可能であること
- (2) 国指定伝統的工芸品以外の工芸鋳物製品のうち、次の要件を満たすもの
 - 伝統的な技術・技法を基に、主たる製造工程が県内で行われるものであること
 - 鉄瓶、茶の湯釜、花瓶、花器、置物のいずれかであること
 - 全国・世界レベルの受賞・顕彰歴や著名な展示会への出展実績等、県内外で認知性・周知性を有していること
 - 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形鋳物伝統工芸組合」等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
- ・ 製品及び製造工程の写真
- ・ 製造工程の説明資料
- ・ 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- ・ 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある 伝統的技術・技法が活かされている 手作りの持ち味が活かされている 生活者ニーズに込んでいる 機能・性能がよい 美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月20日（火）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取り組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話 023-630-2369	F A X 023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 023-621-8442	F A X 023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0233-29-1308	F A X 0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0238-26-6097	F A X 0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0235-66-5487	F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形セレクション認定募集要項【家具】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、家具の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、山形県内で製造される「家具」のうち、次の要件を満たすものとします。

主たる製造工程が県内で行われるものであること

一般家庭用の木製家具であること

全国・世界レベルの受賞・顕彰歴や著名な展示会への出展実績等、県内外で認知性・周知性を有していること

安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形県家具工業組合」等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
- ・ 製品及び製造工程の写真
- ・ 製造工程の説明資料
- ・ 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- ・ 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある 技術・技法が優れている 生活者ニーズに込えている
機能・性能がよい 美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月20日（火）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取り組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話 023-630-2369	F A X 023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 023-621-8442	F A X 023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0233-29-1308	F A X 0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0238-26-6097	F A X 0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0235-66-5487	F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形セレクション認定募集要項【絨毯】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、絨毯の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、山形県内で製造される「絨毯」のうち、次の要件を満たすものとします。

- 主たる製造工程が県内で行われるものであること
- 一般家庭用の絨毯であること
- 「手織り」、「手刺し」などの手作りであること
- 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形県絨毯工業協同組合」等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
- 製品及び製造工程の写真
- 製造工程の説明資料
- 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある	技術・技法が優れている	手作りの持ち味が活かされている
生活者ニーズに応えている	機能・性能がよい	美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月19日（月）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取り組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話 023-630-2369	F A X 023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 023-621-8442	F A X 023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0233-29-1308	F A X 0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0238-26-6097	F A X 0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0235-66-5487	F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形セレクション認定募集要項【置賜紬】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、置賜紬の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、国指定伝統的工芸品「置賜紬」のうち、次の要件を満たすものとします。

- 主たる製造工程が県内で行われるものであること
- 手織りであること
- 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（織物組合等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
- ・ 製品及び製造工程の写真
- ・ 製造工程の説明資料
- ・ 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- ・ 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある 伝統的技術・技法が活かされている 手作りの持ち味が
活かされている 生活者ニーズに応えている 機能・性能がよい 美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月19日（月）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話 023-630-2369	F A X 023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 023-621-8442	F A X 023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0233-29-1308	F A X 0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0238-26-6097	F A X 0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0235-66-5487	F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形セレクション認定募集要項【羽越しな布】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、羽越しな布を素材とする製品の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、国指定伝統的工芸品「羽越しな布」を素材とする工業製品のうち、次の要件を満たすものとします。

- 主たる製造工程が県内で行われるものであること
- 県内で製造される「羽越しな布」を主たる素材として製造されるものであること
- 衣料品等の一般消費者が使用するものであること
- 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（羽越しな布の製造事業者団体である「関川しな織協同組合」からの推薦書が必要となります。）
- 製品及び製造工程の写真
- 製造工程の説明資料
- 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある 素材（羽越しな布）の特徴が製品の素晴らしさとして活かされている 生活者ニーズに込んでいる 機能・性能がよい 美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月19日（月）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話 023-630-2369	F A X 023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 023-621-8442	F A X 023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0233-29-1308	F A X 0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0238-26-6097	F A X 0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話 0235-66-5487	F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

山形セレクション認定募集要項【打刃物】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、打刃物の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、山形県内で製造される「打刃物」のうち、次の要件を満たすものとします。

- 主たる製造工程が県内で行われるものであること
- 伝統的な技術・技法を使った打刃物であること
- 県内外で認知性・周知性を有していること
- 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。

- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
- ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形打刃物工業協同組合」等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
- ・ 製品及び製造工程の写真
- ・ 製造工程の説明資料
- ・ 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
- ・ 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）

申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

独創性・山形らしさがある 技術・技法が優れている 手作りの持ち味が活かされている
いる 生活者ニーズに応えている 機能・性能がよい 美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月20日（火）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00の間

搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された産品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発

首都圏等における知事のトップセールス

マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信

山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課 電話 023-630-2369 F A X 023-630-2695

村山総合支庁産業経済部商工労働観光課 電話 023-621-8442 F A X 023-621-8445

最上総合支庁産業経済部商工労働観光課 電話 0233-29-1308 F A X 0233-23-2628

置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課 電話 0238-26-6097 F A X 0238-26-6047

庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課 電話 0235-66-5487 F A X 0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>